

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	48 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月から51年9月まで

私は、父から、私が20歳の時に国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してきたと聞いたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は52年4月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるほか、申立人は当該期間に係る現年度納付書を受け取っていたものと考えられること、申立人は当該期間直後の51年10月から52年3月までの期間の保険料を現年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年8月から51年3月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間のうち49年12月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない期間であること、所轄年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の46年8月から51年9月までの申立期間について目視確認を日本年金機構に依頼した結果、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、その後の50年1月から51年3月までの期間については、上記手帳記号番号払出時点で保険料を過年度納付することが可能であったが、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、申立人は、父親から加入手続をした20歳時から保険

料を納付していると聞いたとしており、加入手続き時に過年度納付をしていた事情は見当たらないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことがわける周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 12 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 52 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行った際、2 年分の国民年金保険料を遡って納付することができると言われ、申立期間①の保険料を一括で納付した。その後は夫と自身の保険料と一緒に納付しており、申立期間②の保険料についても納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 54 年 2 月に払い出され、申立人は、当該払出時点で過年度納付が可能であった当該期間前の 52 年 1 月から 53 年 3 月までの保険料を遡って納付するとともに、申立期間直後の同年 7 月から 60 歳に到達するまでの期間の保険料を全て納付しており、当該払出時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は、同年 7 月 15 日に現年度納付されていることが夫が所持する領収証書で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした際に 2 年分の保険料を遡って納付することができるという説明を受けた記憶があり、現在所持している年金手帳に「初めて被保険者となった日」が「昭和 50 年 4 月 1 日」と記載されていることをもって、52 年 1 月頃に加入手続をして、50 年 4 月まで遡って当該期間の保険料を一括で納付したはずであると説明してい

るが、申立人の手帳記号番号は上記のとおり当該期間後の 54 年 2 月頃に払い出され、当該払出時点で過年度納付が可能であった期間の保険料を遡って納付していることが確認できること、上記手帳記号番号払出時点で当該期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付によるしかないが、申立人は特例納付により保険料を納付した記憶は無いとしていることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで  
③ 平成 7 年 6 月

私の義父は、私が結婚した昭和 44 年 2 月に私の国民年金の加入手続を行い、義父と夫が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間③の保険料は私自身が納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであること、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間直前の昭和 55 年 4 月頃に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能であること、当該期間の保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金制度発足時から平成 3 年 12 月までの保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の義父及び夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び当該期間の保険料の納付をしていたとする義父と当該期間の保険料の納付をしていたとする夫から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、昭和 44 年 2 月に結婚した時に義父が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は当該期間直後の 55 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を

納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は、夫から当該期間の保険料を遡って納付したり、特例納付により保険料を納付したという話を聞いたことはないと説明していること、申立人が現在所持する年金手帳は上記手帳記号番号が記載されたオレンジ色の手帳1冊のみで、上記手帳のほかに手帳を所持したことはないと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の義父及び夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間当時保険料は口座振替により納付していたと説明しており、申立人に対して、平成9年6月11日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点からみて、当該納付書は当該期間に係るものであると考えられるが、申立人は口座振替納付している当時、後から納付書で保険料を納付したことはないと説明していることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月及び12年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年7月  
② 平成12年6月

私の妻は、私の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む平成10年分及び12年分の確定申告書の控えを所持しており、当該申告書の控えに記載されている国民年金の支払保険料の金額は、当時の1年間に納付すべき国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間①及び②はそれぞれ1か月と短期間である上、申立人は、当該期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 東京国民年金 事案 12805 (事案 3739 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで  
私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る申立てについては、前回の申立てにおいて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付方法等の状況に関する記憶が曖昧であり、当時の保険料の納付に関する説明内容が変遷するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知が行われている。
- 2 しかしながら、前回の申立てに対する前述の通知においては、申立人は、保険料の納付方法等の状況に関する記憶が曖昧であるとされているものの、今回、「盗難届出証明申請」が見つかったことにより、申立人は、「当時の記憶がよみがえり、自分が管理人をしていたアパートに集金に来た徴収員に、確かに保険料を納付していた。」と強く主張していることから、申立期間当時に申立人が居住していたA区に当時の収納方法について照会したところ、昭和 37 年 4 月以降、それまで各出張所で行っていた印紙検認による収納事務が廃止され、徴収員による保険料の収納制度に移行していたことが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、37 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る保険料の納付方法と申立人の主張に一定の整合性が認められる。

また、今回、申立人は、新たな資料として、昭和 46 年 9 月 2 日付けで警察署

に届け出た「盗難届出証明申請」を提出し、「申立期間当時において、現在所持している国民年金手帳のほかに、申立期間の保険料の納付を示す手帳を2冊所持していた。」と述べている。現在、申立人は、当該手帳を所持していないものの、申立期間当時における国民年金手帳は、おおむね5年ごとに発行され、申立人に対しても37年1月から同年2月頃までに払い出されたことがオンライン記録で確認でき、その後41年頃に手帳が発行されたものと考えられることから、申立内容に一定の信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。なお、申立人は、「『盗難届出証明申請』の『被害程度』欄に記載されている『国民年金証書2通』が、申立期間当時所持していた2冊の手帳を示している。」と述べている。

これらのことを踏まえると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年9月までの保険料については、納付していたものと考えられる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、A区においては印紙検認による保険料の収納方法がとられていたが、申立人は、「当該期間当時に印紙検認の記憶は無い。」と述べている。また、当該期間の保険料は、前述の手帳記号番号の払出しの時点においては、遡って納付する必要があるが、申立人は、「保険料を3か月ごとに納付していた。」と述べている。これらのことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していなかったものと考えられる。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から同年3月までの期間及び同年8月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から同年3月まで  
② 昭和61年8月から62年3月まで

私は、会社を辞めた昭和60年10月頃に国民年金に加入し、自宅に届いた納付書により定期的に市出張所において申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、昭和60年12月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間は、国民年金保険料を納付することが可能である上、それぞれ3か月及び8か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の保険料は全て納付済みである。

また、申立期間に係る保険料の納付方法、納付場所等に関する記憶は、具体的であり申立期間当時の納付方法と符合している上、申立人の記憶する申立期間当時における保険料の納付月額が実際の保険料月額とおおむね合致していることなどから、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、「申立期間並びにそれらの前後の期間を通じて両親と同居しており、職業や住所に変更は無かった。」と述べており、申立人の生活状況に大きな変化はなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年3月まで  
私の夫は、転居する度に夫婦の国民年金の住所変更を行い、私又は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みであるのに、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、36年4月以降の保険料を完納している。

また、申立人及びその夫は、いずれも申立期間後の昭和45年4月から47年3月までの期間の保険料を第1回特例納付実施期間中の同年6月8日に過年度納付していることが領収証書及び国民年金被保険者名簿で確認できるほか、夫は、同年同日に、41年10月から43年3月までの期間の未納であった保険料を特例納付していることが被保険者名簿で確認できること、当該過年度納付及び特例納付を行う前の時点で、申立人及びその夫が60歳に到達するまで保険料を納付した場合の納付月数は、申立人は312月、夫は313月であり、いずれも当該過年度納付及び特例納付をしなくても年金受給資格期間(300月)を満たしていることから、夫は年金を満額受給するために当該過年度納付及び特例納付を行ったものと考えられ、申立人についても、夫と同様、未納であった申立期間の保険料を特例納付したのと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間及び50年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から47年12月まで  
② 昭和49年1月から同年12月まで  
③ 昭和50年5月

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、私が母に渡した現金で国民年金保険料を納付してくれていた。昭和46年か47年頃からは私自身が保険料を納付したはずである。また、昭和49年1月から50年5月までの保険料については、還付された記録になっているが、還付金を受け取った記憶は無く納付済みとしてほしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和49年4月から同年12月までの期間及び申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が厚生年金保険被保険者期間中である49年1月4日に国民年金に任意加入したことにより払い出されており、当該申立期間を含む同年1月から50年5月までの期間の保険料を納付していること、及びこの納付済保険料は51年7月21日に還付決議されていることが特殊台帳で確認でき、この保険料の納付及び還付の事実自体に不自然、不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和49年1月の任意加入の申出により国民年金被保険者となり、厚生年金保険被保険者であった期間及び同資格喪失後の期間の保険料を納付しており、同資格喪失時に任意加入の申出は行っていないものの、任意加入を継続する意思を有していたと考えられるなどの特別の事情を有しているものと認められ、このような場合は、社会保険庁（当時）の通知（平成21年12月10日付庁保発

第 1210002 号) により、国民年金の任意加入期間と重複する厚生年金保険被保険者期間が事後的に判明した場合で、保険料の還付が行われている場合であっても、当該厚生年金保険被保険者資格喪失時に任意加入の申出があったものとして取り扱うこととなっており、厚生年金保険被保険者資格喪失後の当該申立期間は保険料納付済期間とすることが妥当である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は昭和 46 年か 47 年頃から自身で保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、上記のとおり 49 年 1 月 4 日に任意加入したことにより払い出されていること、63 年 11 月 24 日に被保険者資格取得日が 50 年 6 月 1 日から 44 年 9 月 27 日に変更されていることがオンライン記録で確認でき、当該変更が行われるまでは当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないほか、当該変更時点では当該期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②のうち昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間については、上記のとおり当該期間を含む同年 1 月から 50 年 5 月までの期間の保険料の納付及び還付の事実自体に不自然、不合理な点は認められず、また、当該期間は厚生年金保険被保険者であった期間であることから、申立人に対する当該期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から5年3月まで

私は、平成4年8月に会社を退職後、数か月遅れて市役所で国民年金の加入手続を行い、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間当時の平成5年2月から同年4月までの間に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は、申立期間後の2回の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行うとともに、切替後及び種別変更後の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの期間及び61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から同年12月まで  
② 昭和61年4月から同年6月まで

私の義父は、私が昭和51年1月に婚姻した後、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。夫婦二人の国民年金保険料は私が一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、当該期間はいずれも3か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は全て現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるほか、申立人は、昭和50年10月以降、申立期間①及び②を除き保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から同年 9 月までの期間及び 56 年 1 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から同年 9 月まで  
② 昭和 56 年 1 月から 57 年 3 月まで

私は、送付されてきた「ねんきん特別便」で、学生時代に国民年金保険料を納付した記録があることを知った。父から直接話を聞いていないが、父は、私の国民年金の任意加入手続きを行い、父と母の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたと思う。納付してくれていた期間がたった 3 か月で、その前後の期間である申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が国民年金任意加入適用期間であった昭和 55 年 6 月 21 日に任意加入により資格を取得していることが申立人の住民票があった区の国民年金被保険者名簿索引票及びオンライン記録で確認でき、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親は、申立期間①のうち申立人が任意加入した 55 年 6 月及び申立期間②の保険料が納付済みであるほか、上記名簿索引票には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した申立期間②直後の 57 年 4 月 1 日の国民年金資格喪失届を同年 7 月に行ったと推察される記載があることから、当時、国民年金の資格喪失手続きを行っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで

私は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをその都度行い、国民年金保険料を漏れなく納付してきたので 3 か月のみ保険料が未納となっていることはあり得ない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人は、昭和 49 年 8 月に厚生年金保険適用事業所を退職して国民年金の加入手続を行った後、申立期間当時を含め 6 回にわたり厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っていること、申立期間は、その直前の 53 年 1 月から 55 年 3 月までの共済組合員期間と申立期間後の同年 9 月から同年 11 月までの厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であり、申立期間直後の同年 7 月及び同年 8 月の保険料を納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月から同年10月まで  
② 平成5年1月  
③ 平成5年4月から7年2月まで

私は、平成3年3月に会社を退職した後、国民年金への切替手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付期限内に納付した。申立期間③の保険料は滞納していたが、督促状が届いたので役所に相談して分割にしてもらい、9年までに全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1か月と短期間であり、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納期限内に納付したと説明しており、当該期間直前の平成4年4月から同年12月までの期間と当該期間直後の5年2月及び同年3月の保険料を納期限内の当該各月の翌月に納付していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を納期限内に納付していたと説明しているが、国民年金手帳の記号番号は、平成3年6月頃に払い出されており、当該払出時点で、当該期間のうち同年3月分の保険料は過年度保険料となるほか、同年4月の保険料は納期限を経過しているが、申立人は、当時保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を滞納し督

促されたため、市か社会保険事務所（当時）に相談し、保険料を半額程度にしてもらって数回に分割して納付したと説明しているが、滞納した保険料を減額して納付する制度は存在しないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで  
私たち夫婦は、区役所の職員に国民年金への加入を勧められ、昭和 47 年 11 月頃に加入手続を行い、私が夫婦二人の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は夫婦二人の保険料を集金人又は自宅近くの区出張所で納付していたと説明しており、その当時に申立人が居住していた区では、申立期間当時には集金人による戸別訪問により現年度保険料を収納していたことが確認できるほか、納付額は当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの期間及び同年 7 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで  
② 昭和 63 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 62 年頃は独立したばかりで収入が少なく国民年金保険料を納付することができなかったが、転居して半年くらいしたころから収入が安定してきたので、それまで納付していなかった期間の保険料を遡って数回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5 か月及び 6 か月といずれも短期間であり、申立人は、昭和 58 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、現在居住している区に転居してしばらくしてから未納だった期間の保険料を遡って納付し始めたとしており、申立期間①及び②に挟まれた昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間及び申立期間②直後の平成元年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、収納日は不明であるがオンライン記録では「A現自」と記載されており、過年度納付していることが確認できること、元年 7 月に納付された同年 5 月分の保険料が重複納付を理由として昭和 62 年 10 月分に充当(充当決議は平成元年 8 月 25 日)されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、申立期間①及び②は過年度納付することが可能な期間であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月及び 3 月  
② 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付してくれていた。申立期間②の保険料は、元妻が夫婦二人分を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は 6 か月と短期間であり、前後の国民年金保険料が納付済みとなっていること、申立人は、婚姻後は申立人の元妻と一緒に保険料を納付していたと説明しており、元妻の当該期間の保険料は、平成 20 年 11 月に納付記録の追加変更が行われたことにより納付済みとなっていること、当該期間後、申立人及びその元妻の納付記録が複数回にわたり追加訂正されているが、当該記録追加訂正の期間がおおむね一致していることがオンライン記録から確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間の保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から、当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 38 年 8 月に申立人の両親と連番で払い出されており、父親は、申立人同様、同年 4 月から保険料の納付を開始しており、当該期間の保険料が未納となっているほか、母親は、当該期間を含む 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の保険料を第 3 回特例納付で納付していたことが 58 年 11 月 9 日作成の年度別納付状況リストで確認でき、それまでは当該期間は未納であり、当初、38 年 4 月から保険料の納付を開始していることなど、申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで  
私の夫は、夫婦の国民年金の加入手続をし、その後は私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人の夫は、年金の受給資格を得ることができるようにするために夫婦二人とも特例納付をし、その後は申立人が夫婦二人分の保険料を定期的に納付していたと説明しており、申立人及びその夫は申立期間前の昭和 55 年 6 月に特例納付 (第 3 回) 及び過年度納付していることが確認できる。

また、申立人が自身の保険料と併せて納付していたとする申立人の夫は、平成 23 年 6 月 15 日付けで保険料を納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である旨の通知により、申立期間の保険料が未納から納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 14 年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年5月から14年6月まで  
② 平成14年9月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後に自宅に送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は1か月と短期間であり、当該期間直前の平成14年7月及び同年8月の国民年金保険料は16年8月27日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、この納付時点では当該期間の保険料も過年度納付することが可能であったほか、申立人は、婚姻後の16年8月頃に自宅に集金人が2回ほど来て、2回目の時に集金人に保険料を納付したと具体的に説明しており、申立人が居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）は、16年当時は国民年金推進員が保険料の未納者を訪問し、現年度保険料及び過年度保険料を徴収していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の基礎年金番号は平成13年9月に付番されていることがオンライン記録で確認でき、当該付番時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該期間の保険料をまとめて納付しても2か月か3か月くらいであり、保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

また、申立人は当該期間当時に国民年金の加入手続を自身で行った記憶は無く、当該期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号又は別の基礎年金番号が付番され

ていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 12 日は 100 万円、17 年 7 月 12 日は 10 万円、同年 12 月 14 日は 12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 12 日  
② 平成 17 年 7 月 12 日  
③ 平成 17 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保

険料控除額から、平成16年7月12日は100万円、17年7月12日は10万円、同年12月14日は12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 7 月 12 日は 50 万円、17 年 7 月 12 日は 5 万 2,000 円、同年 12 月 14 日は 6 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 12 日  
② 平成 17 年 7 月 12 日  
③ 平成 17 年 12 月 14 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる保

険料控除額から、平成16年7月12日は50万円、17年7月12日は5万2,000円、同年12月14日は6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間について、申立人の A 社（現在の事業所を B 社、申立期間①当時の B 社を A 社として区別する。以下同じ。）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 5 月 2 日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和 22 年 11 月 15 日から同年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の C 社における資格取得日に係る記録を同年 11 月 15 日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
② 昭和 23 年 10 月 5 日から 24 年 6 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。自分は申立期間②後に申立人と婚姻したため詳しいことは分からないが、申立人は、同社の財閥解体後も、継続して B 社又は A 社分散後の会社（C 社及び D 社。なお、現在の事業所を E 社、申立期間②当時の E 社を D 社として区別する。以下同じ。）に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 22 年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日までの期間について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、19 年 10 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22 年 4 月 1 日に資格を喪失しており、当該期間の被保険者記録は確認できない。

しかし、E 社から提出された人事記録によると、申立人は、A 社に昭和 15 年 4 月 1 日に入社し、22 年 10 月 30 日に退職した記載が確認できる。

一方、F県G部H局から提出された恩給受給者名簿等から、申立人は、昭和19年3月10日から22年10月28日までの期間、軍隊に召集され、我が国の敗戦後はI国に抑留されていたことが確認できる。

また、旧厚生年金保険法第59条の2の規定によると、昭和19年10月1日から22年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。なお、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者記録の備考欄に「59-2」と記載されていることが確認できる。

したがって、申立人が軍隊に召集されていた昭和22年4月1日から同年5月2日までの期間について、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和22年5月2日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和22年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、60円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和22年11月15日から同年12月1日までの期間について、上記人事記録から、申立人は、C社に同年11月15日から23年10月3日まで勤務していた記載が確認できる。

また、申立人と同様、軍隊に召集され、その後、I国に抑留されたA社の複数の元従業員は、「日本に引き揚げた後、同社の解体を知り、同社の整理会社から再就職先のあっせんをしてもらった。」旨供述していることから判断すると、申立人も、同社の元従業員として整理会社のあっせんを受けてC社に入社したことが推認できる。

さらに、C社の元従業員は、「入社日までは覚えていないが、自分は親戚の紹介で入社し、およそ半年勤務した。」旨供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該従業員の被保険者期間は、昭和23年10月1日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である24年2月15日までであることから判断すると、同社では、従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和22年12月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上述のとおり、C社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当時の事業主を特定することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から同年 11 月 15 日までの期間について、上述のとおり、上記人事記録から、申立人は、A 社に 15 年 4 月 1 日から 22 年 10 月 30 日まで勤務し、その後、同年 11 月 15 日から 23 年 10 月 3 日まで C 社に勤務していた記載が確認できることから、22 年 10 月 31 日から同年 11 月 14 日までの期間を除き、当該期間において、申立人の A 社における在籍が認められる。

しかし、上述のとおり、上記恩給受給者名簿等から、申立人は、昭和 19 年 3 月 10 日から 22 年 10 月 28 日までの期間に軍隊に召集されていたことが確認でき、I 国に抑留された上述の A 社の複数の元従業員は、「実家に帰郷すると、同社から退職金が送られてあった覚えがある。」旨供述しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該複数の元従業員が日本国に引き揚げたとする日より前に厚生年金保険の資格を喪失した記録が確認できる。

また、B 社は、「当社で保管している A 社の昭和 22 年 7 月 3 日現在の役職員名簿で申立人の氏名は確認できるが、それ以外の資料は保管されていないため、軍隊に所属していた従業員の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述している。

申立期間②については、上記人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 23 年 10 月 4 日から継続して D 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、D 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 2 月 1 日に 47 人が被保険者資格を取得後、同年 9 月 1 日に 5 人、24 年 6 月 1 日に申立人を含む 23 人が被保険者資格を取得しており、申立期間②に被保険者資格を取得した者は確認できない。

また、E 社から提出された回答書から、昭和 24 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した者のうち、人事記録が保管されている 4 人については、いずれも被保険者資格を取得する前に D 社に入社していたことが確認できる。

以上のことから判断すると、D 社は、申立期間②当時、一定の時期に複数の従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

さらに、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の D 社における被保険者資格取得日は昭和 24 年 6 月 1 日であり、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

なお、E 社は、「人事記録以外の資料は保管されておらず、申立期間②に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①のうち、昭和 22 年 5 月 2 日から同年 11 月 15 日までの期間及び申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成 16 年 8 月 31 日は 7 万 9,000 円、17 年 8 月 31 日は 8 万 4,000 円、18 年 9 月 25 日は 4 万 4,000 円、19 年 9 月 25 日は 18 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 31 日  
② 平成 17 年 8 月 31 日  
③ 平成 18 年 9 月 25 日  
④ 平成 19 年 9 月 25 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から④までの標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細表及び支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①から④までに同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細表及び支給控除一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 16 年 8 月 31 日は 7 万 9,000 円、17 年 8 月 31 日は 8 万 4,000 円、18 年 9 月 25 日は 4 万 4,000 円、19 年 9 月 25 日は 18 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りにより当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年7月1日まで

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与月額より低くなっている。平成6年6月に退職するまで経理を担当したが、標準報酬月額の減額訂正処理時には退職していた。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、53万円と記録されていたものが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月31日）より後の平成6年11月2日付けで、遡って8万円に減額訂正する処理が行われている上、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が49人確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間において取締役であったが、上記訂正処理日には取締役でないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人はA社において平成6年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、申立人は、「同社では入社時から同年6月30日の退職まで経理を担当しており、退職前の1、2年間は役員になったが、納税や保険料の納付については正しく行っていた記憶がある。退職してから同年9月30日までは無給で経理の手伝いをしたが、同年10月1日以降のことは分からない。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成19年6月1日から21年7月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、19年6月から20年7月までは24万円、同年8月から21年6月までは30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、19年6月は24万円、同年7月から20年2月までは26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月から21年2月までは30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成21年7月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる20年5月から同年7月までは標準報酬月額30万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生

住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成19年6月1日から21年8月1日まで  
② 平成20年7月30日  
③ 平成20年12月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低く記録されており、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無い。給料明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間①の標準報酬月額並びに申立期間②及び③の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については特例法、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①のうち、平成19年6月1日から21年7月1日までの期間並びに申立期間②及び③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を適用し、申立期間①のうち、21年7月1日から同年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間①のうち、平成19年6月から21年6月までについて、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成19年6月は24万円、同年7月から20年2月までは26万円、同年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月及び同年10月は26万円、同年11月から21年2月までは30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は36万円、同年6月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の報酬月額に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後報酬月額の訂正に係る届出を行っていることから、社会保険事務所

(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 21 年 7 月の標準報酬月額については、給料明細書により、標準報酬月額の改定の基礎となる 20 年 5 月から同年 7 月までは 30 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における平成 21 年 7 月の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

申立期間②及び③について、申立人が提出した賞与明細書により、申立人は、A 社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立期間②について、申立人が提出した平成 20 年 8 月分の給料明細書の控除額欄に「賞与税+社保+雇用 22,047 円 7/30 支給分 ¥150,000 に対して」と記載されており、上記の控除額 (2 万 2,047 円) を検証したところ、同年 7 月 30 日支給分の賞与 (15 万円) に基づく厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

さらに、申立期間③について、平成 20 年 12 月分賞与明細書の連絡事項欄に「賞与の所得税等は、H21 年 1 月 16 日の給料で控除致します。」と記載されているところ、申立人が提出した 21 年 1 月分の給料明細書において、20 年 12 月 30 日支給分の賞与 (15 万円) を含んだ支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③において、その主張する標準賞与額 (15 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる保険料控除額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②及び③に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日  
② 平成16年8月30日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準賞与額の記録が無い。家計簿に記載されているとおり、申立期間①も賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の標準賞与額は、実際に支給された賞与より低い記録となっている。賞与支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主は、申立期間①において、申立人に賞与を支給し、保険料を控除したと回答しており、同社の複数の従業員も賞与は支給されたと供述している。

また、申立人が保管していた家計簿には、申立期間①における賞与の支給額、手取り額、厚生年金保険料控除額等が記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社から賞与の支払

を受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、上記家計簿において確認できる賞与額及び保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、申立期間①において申立人と同様にA社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間①の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が提出した賞与支払明細書から、申立人は、申立期間②において、A社から賞与の支払を受け、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、賞与支払明細書における賞与額及び保険料控除額から、80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる資料は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は26年5月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年12月から26年4月までの標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から27年1月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録について、資格取得日の記録はあるが、資格喪失日の記録が無い。高校を卒業後、同社に入社して勤務したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年12月1日から26年5月1日までの期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和25年12月1日と記載されているが、資格喪失日は記載されておらず、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間において、被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員に申立人の申立期間の勤務について照会したところ、8人から回答があり、うち7人は申立人を記憶していないが、残りの一人は「期間ははっきりしないが、申立人の勤務を知っている。」旨回答しており、期間が特定できないものの、申立人の同社における勤務実態が推認できる。

また、上記被保険者台帳において、昭和26年5月の随時改定が記録されているため、少なくとも同日までは、申立人はA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、管轄年金事務所は、申立人のA社における資格喪失日の記録が無いことについて、「資格喪失日の根拠となる届出は確認できない。原因としては、事業主からの届出が無い場合や、社会保険事務所の事務処理誤りが考えられる。」と回答していることから、社会保険事務所において、申立人に係る厚生年金保険の記録管理は適切に行われていなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和25年12月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は26年5月1日であると認められる。

なお、昭和25年12月から26年4月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿及び被保険者台帳の記録から、6,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間のうち、昭和26年5月1日から27年1月1日までの期間について、B社の事業主は、「申立人の勤務状況及び申立てどおりの届出を行ったかについては共に不明である。」旨回答している。

また、申立人の記憶する申立期間当時の元工場長の生存が確認できない上、申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、また、申立人は、申立期間においてA社の元従業員が記憶している同社の行事について記憶していないことから、申立人の申立期間のうち、昭和26年5月1日から27年1月1日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成4年5月20日から6年1月31日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成4年6月を28万円、同年7月から5年3月まで及び同年5月から同年8月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①のうち、平成6年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年2月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成6年2月1日から同年8月31日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年2月から同年7月までを13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

次に、申立期間②のうち、平成6年8月31日から7年10月1日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年8月から同年10月までを13万4,000円、同年11月から7年2月までを11万8,000円、同年3月から同年9月までを13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間

の標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月20日から6年2月1日まで  
② 平成6年2月1日から7年10月1日まで  
③ 平成7年10月1日から8年1月1日まで

A社、B社で勤務した申立期間①及び②の一部期間、C社で勤務した期間のうち申立期間③の標準報酬月額が低い記録になっている。給与明細書から保険料控除が確認できるので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間①及び②の一部の加入記録が無い。いずれの期間も勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成4年5月から5年12月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、6年1月18日付けで遡って、4年10月の定時決定が取り消され、13万4,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成4年8月までにA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した32人の従業員のうち29人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社を含むグループ会社の総務経理担当者の回答から、当時、同社には厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、平成6年1月18日を含め申立期間①の全ての期間において、申立人は取締役であったことが確認できず、同僚が、「申立人は契約担当だった。」と回答していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成6年1月18日付けで遡って行われた標準報酬月額減額訂正処理は事実に則したものととは考え難く、申立人の標準報酬月額を4年5月に遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。これらのことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①の全ての期間において、同僚の給与明細書等から、A社における保険料控除方式は当月控除であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された当該期間の給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額と報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも上記訂正後の標準報酬月額(26万円)より高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成4年6月は28万円、同年7月から同年12月まで、5年2月、同年3月及び同年5月から同年8月までは30万円とすることが妥当である。

また、平成5年1月の標準報酬月額については、給与明細書は無いが、前6か月(平成4年7月から同年12月まで)及び後2か月(平成5年2月及び同年3月)の保険料控除額と同額の控除が推認できることから、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間①のうち、平成4年5月の標準報酬月額については、給与明細書が無く、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成5年4月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額は30万円であるが、報酬月額に見合う標準報酬月額は26万円であり、当初のオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

さらに、平成5年9月から同年12月までの標準報酬月額については、報酬月額に見合う標準報酬月額は34万円及び41万円であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は26万円であり、当初のオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間①のうち、平成6年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人は、A社で当該期間も引き続き勤務していたと申し立てしているところ、申立人の雇用保険の記録により、同社を含むグループ統括会社に係る資格取得日が4年5月20日、離職日が12年8月31日とする記録において、当該期間が含まれていることが確認できる。

また、A社の同僚が「私と申立人はA社で同時期継続して勤務した。申立人の担当職務に変更は無かった。」旨回答していることから、申立人が当該期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月31日）の後の平成6年3月7日付けで、遡って同年1月31日と記録されたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本では、同社は、当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、上記適用事業所でなくなった日において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断でき、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のA社における資格喪失日を平成6年1月31日とする処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、申立人と同様に異動した同僚の供述及び当該同僚の次の事業所における被保険者資格取得日から判断して、同年2月1日に訂正することが必要である。

また、平成6年1月の標準報酬月額については、申立人のA社における上記訂正後の5年12月の記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、平成6年2月から同年7月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月31日）より後の8年1月5日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B社に係る平成6年度と7年度の滞納処分票及び当時の事業主の回答により、

申立期間②において、同社には保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、平成6年4月までにB社で厚生年金保険被保険者資格を取得した83人の従業員のうち39人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人に係る標準報酬月額を減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。これらのことから、申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

また、当該期間について、申立人から提出された給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額と報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも上記訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）より高いことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、B社に係る平成6年度と7年度の滞納処分票があり、事業主も保険料の滞納があったと回答しているが、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間②のうち、平成6年8月31日から7年10月1日までの期間について、申立人は同年9月30日までB社で引き続き勤務していたと申し立てているところ、申立人の雇用保険の記録により、同社を含むグループ統括会社に係る資格取得日が、4年5月20日、離職日が12年8月31日とする記録に当該期間が含まれていることが確認できる。また、同社の同僚が、「私と申立人はB社で同時期継続して勤務した。申立人の担当職務に変更は無かった。」旨回答していることから、申立人が当該期間も継続して同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年10月31日）の後の平成8年1月5日付で、遡って6年8月31日と記録されたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本では、同社は当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、上記適用事業所でなくなった日において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断でき、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のB社における資

格喪失日を平成6年8月31日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、申立人と同様に異動した同僚の供述及び当該同僚の次の事業所における被保険者資格取得日から判断して、7年10月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における上記訂正後の平成6年7月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

次に、当該期間について、申立人から提出された給与明細書により確認できる平成6年8月から同年12月まで及び7年3月から同年9月までの保険料控除額に見合う標準報酬月額と報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも上記訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）より高いことが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成6年8月から同年10月までは13万4,000円、同年11月及び同年12月は11万8,000円、7年3月から同年9月までは13万4,000円とすることが妥当である。

また、平成7年1月及び同年2月の標準報酬月額については、給与明細書は無いが、6年12月と同額の保険料控除がなされていたものと推認できることから、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、上記の同僚の供述から、C社における保険料控除方式は当月控除であることが確認できるところ、申立人から提出された給与明細書から、申立人は当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書における保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から保険料を納付したか否か等について回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和43年4月23日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月30日から43年4月23日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社退職後に作成した履歴書では、申立期間も同社に勤務していたことが記載されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録によると、事業所名は不明であるが昭和42年7月31日から43年4月22日まで加入しており、申立人の当該期間に係る雇用保険の被保険者資格取得日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日であることが確認できることから、当該期間において、A社での勤務が推認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿（昭和43年3月書換え）によると、「全喪」と押印され、「昭和42年11月30日」と日付が記載されており、同社は昭和42年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によれば、申立人について、資格取得日は「42.7.31」、資格喪失日については全喪日と同じ「42.11.30」と記載され、申立人を含め従業員6人全員の資格喪失日が同日となっていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和42年11月30日より後の43年2月7日に、同社の健康保険被保険者証の更新が行われていることが確認できる。

これらのことから判断すると、上記被保険者名簿が書き換えられた以降のいずれかの日において、A社が42年11月30日に適用事業所でなくなった旨の処理及び申立人等

に係る被保険者資格の喪失処理が遡って行われていたことがうかがえる。

また、A社に係る商業登記目録によると、同社は申立期間において法人であったことが確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和42年11月30日以降の従業員数について、同社に係る書換え前の事業所別被保険者名簿に記載のある全従業員14人の中で所在の判明した10人に照会したところ、回答のあった6人のうち4人が、「7人以上」と供述しており、上記被保険者名簿の業種コードによると製造業であることから強制適用業種であり、当時の厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

このため、社会保険事務所（当時）において、A社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿謄本は無いため、申立人が取締役であったか否かは確認できないが、上記回答した6人のうちの3人が申立人を記憶しており、申立人の職種について二人は「総務」、一人は「事務」と供述している。

さらに、A社の社会保険業務担当者について、回答した6人のうち4人が、「申立人ではない。代表取締役である。」旨供述していることから、申立人は社会保険事務に関与していないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人について、昭和42年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日の43年4月23日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年10月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より大幅に低くなっている。申立期間の一部期間の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成6年3月3日付けで、4年10月及び5年10月の定時決定が取り消され、4年2月に遡って22万円に減額訂正されており、申立人と同様に、6年3月3日又は同年3月7日付けで37人の従業員及び代表取締役の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社が加入していた健康保険組合における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は41万円と記録されており、当該記録は上記訂正前のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人から提出された申立期間の源泉徴収票及び申立期間の一部期間に係る給与明細書において確認又は推認できる申立期間に係る標準報酬月額は、上記訂正前の標準報酬月額（41万円）であることが確認できる。

さらに、A社の代表取締役は、時期は不明だが社会保険料の滞納があったと回答しているところ、同社の元社会保険担当者は、社会保険事務所に未払金の交渉に行ったことがある旨証言しているほか、複数の従業員が申立期間に同社は経営不振で給料も遅配されるなど資金繰りに苦労していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成6年3月3日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所において、申

立人の標準報酬月額が減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、29 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 85 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、85 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 25 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 23 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A病院における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。平成 15 年 7 月の賞与は確かに支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された賞与支給時の給与支給明細書により、申立人は、申立期間に同病院から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、23 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のA病院の事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日より後の同年5月1日付けで、遡って5年4月から6年10月までは8万円、同年11月から7年3月までは9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時及び上記減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所から標準報酬月額を減額訂正することにより滞納保険料と相殺する方法を提案され、自身と申立人を含む元取締役二人の標準報酬月額を減額訂正する手続きを行ったが、元取締役二人には当該手続きについての説明はしなかったと供述しており、申立人及び他の元取締役も、当時、事業主から当該手続きを行った旨の説明は無かったと供述している上、元従業員は、申立人は社会保険事務を行っていなかったと思うと供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申

立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年5月から6年4月までは22万円、同年5月から同年10月までは24万円、同年11月は22万円、同年12月から7年6月までは24万円、同年7月から8年9月までは26万円、同年10月は24万円、同年11月から9年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月31日から同年2月1日まで  
② 昭和61年2月1日から同年7月1日まで  
③ 平成3年4月1日から9年5月19日まで

A社で勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から親会社のB社に移籍した際のA社での資格喪失日に誤りがあるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、B社で勤務した申立期間②及びC社で勤務した申立期間③の標準報酬月額が報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額よ

りも低くなっているのです、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった給与支給明細書及び従業員の供述により、申立人はA社及び同社の親会社であるB社に継続して勤務し（昭和61年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出のあった給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てている。

申立期間③のうち、平成5年5月から8年11月までの期間、9年1月及び同年2月の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、5年5月から6年4月までは22万円、同年5月から同年10月までは24万円、同年11月は22万円、同年12月から7年6月までは24万円、同年7月から8年9月まで

は26万円、同年10月は24万円、同年11月、9年1月及び同年2月は26万円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、平成8年12月及び9年3月については、申立人から給料支払明細書の提出は無いものの、申立人のC社に係る雇用保険被保険者離職票に記載された賃金額から、8年12月の報酬月額が44万5,000円、9年3月の報酬月額は49万5,000円であることが確認できる。

一方、当該期間の保険料控除額については、前後の月である8年11月、9年1月及び同年2月の保険料控除額がいずれも2万2,555円であることから、当該期間の保険料控除額についても同額であることが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該標準報酬月額に基づく保険料を納付していたとしているところ、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、平成3年4月から5年4月までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成9年4月については、申立人から給料支払明細書の提出が無く、雇用保険被保険者離職票に記載された賃金額により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

以上のことから、申立期間③のうち、平成3年4月から5年4月までの期間及び9年4月については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、C社の事業主は、申立人に支払った給与について、「申立人とは、採用時に申立人の希望で賞与分を前払いする取決めをし、実際には毎月の給与に賞与分を上乗せしていた。前職の月額支給額を基本とし、年俸保証の賞与支給を月割（12か月案分）にしてプラスして年俸保証を担保した。賞与支給月（6月及び12月）は、給与明細書においても月額控除分と賞与の社保特別控除額が識別された記載内容となっている。」旨回答しているところ、申立人は、「毎月の給与に賞与分を上乗せされ支給されている件については聞いていない。賞与は無かった。」旨供述しており、賞与について、事業所と申立人の主張は一致していない。

しかしながら、申立人のC社に係る雇用保険被保険者離職票には、申立人が提出し

た給料支払明細書に記載の基本給と一致する金額が賃金額として記載されていることが確認できる。

また、申立人が提出した給料支払明細書によると、毎月の社会保険料とは別に平成3年6月、同年12月、4年7月、同年12月、5年7月、同年12月、6年7月、同年12月、7年7月、同年12月及び8年6月において半年に一度特別保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから、C社は賞与を給与に上乗せしていたと主張しているものの、賞与部分を月割にしているため給与とみなすことができ、また、特別保険料を特定月に給与から控除しているが、賞与としての支給を確認できないことから、給料支払明細書に記載の報酬月額賞与が上乗せされたものではなく、給与として支給されたものと判断できる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年5月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は22年12月23日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月14日から22年12月23日まで  
A社B事業所に勤務した申立期間の記録が無い。同社同事業所には友人に誘われて入社し、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった「入社時の採番台帳」及び「退職者名簿」により、申立人が昭和21年5月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年12月22日に退職したことが確認できることから、申立人が申立期間に同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、事業所名がA社、資格取得年月日が昭和21年5月14日と記載されているものの、資格喪失日の記載は無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に未統合となっている。

また、申立人の氏名が記載された厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿には、資格取得年月日の欄に昭和21年5月14日と記載されていることが確認できるものの、A社B事業所を管轄する日本年金機構D県事務センターは、「A社B事業所の被保険者名簿に申立人の氏名が見当たらない。当該被保険者名簿は年金番号順に管理されておらず、申立人の氏名が記載されている払出簿で確認できる被保険者が連続して資格を取得しているページは確認できない。」旨回答しており、同センターから入手した健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、i) 整理番号の記載が無いこと、ii) 生年月日の記入漏れが多いこと、iii) 新規払出番号が前後して

おり新規取得者と再取得者が混在していることから、名簿の記載等には不備が見受けられ、社会保険事務所の年金記録管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年5月14日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、申立人の同社における退職日の翌日である22年12月23日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成11年10月から12年12月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年10月20日から10年1月16日まで  
② 平成10年1月16日から14年11月1日まで

A社には平成9年10月20日に給与額40万円です入社したにもかかわらず、被保険者資格取得日が10年1月16日となっており、また、被保険者記録のある期間についても標準報酬月額が低く記録されている。資格取得日及び標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、平成12年1月から同年12月までの期間について、申立人は同年の源泉徴収票を提出しており、申立人及び事業主共に、「賞与は無かった。」と供述していることから、支払金額を12等分した報酬月額に見合う標準報酬月額は26万円となるが、保険料控除額に見合う標準報酬月額は20万円であることが確認できる。

また、A社は、「保険料控除方式については当月控除である。」旨回答していることから、上記源泉徴収票に記載されている支払金額、社会保険料等の金額は当該期間の分であることが推認できる。

したがって、当該期間における標準報酬月額については、申立人から提出のあった平成12年の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成11年10月から同年12月までの期間については、オンライン記録によると、当該期間の直前の期間における標準報酬月額は20万円であり、また、当該期間の直後の期間については、上記のとおり保険料控除額に見合う標準報酬月額は20万円となることから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額についても、その前後の期間と同額であったものと推認できる。

したがって、申立人の当該期間における標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を納付した。」旨回答しており、事業主は、申立人の平成11年10月から12年12月までの期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②のうち、平成10年1月から11年9月までの期間及び13年1月から14年10月までの期間について、申立人は、「給与明細書をもらったことがない。」旨供述しており、また、事業主も「当時の賃金台帳等を保管していない。」と回答していることから、厚生年金保険料の控除について確認できる資料が無く、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が記憶する二人の同僚に対し照会した結果、回答があった一人は、「給与明細書は持っていない。私自身のA社における標準報酬月額については、正しいかどうか分からない。」旨回答しており、申立人の主張する報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②にA社において被保険者資格を有することが確認できる13人のうち、申立人、事業主及び事業主の配偶者の計3人を除く10人についてみると、i) 申立人と同じく平成10年10月1日、11年5月1日、同年10月1日及び12年10月1日の定時決定及び随時改定において4回とも標準報酬月額が低く改定されている者が一人、ii) 11年5月1日、同年10月1日及び12年10月1日の3回にわたり標準報酬月額が低く改定されている者が二人、iii) 10年10月1日、11年5月1日及び同年10月1日の3回にわたり標準報酬月額が低く改定されている者が一人、iv) 同年5月1日及び同年10月1日の2回にわたり標準報酬月額が低く改定されている者が5人、v) 同年10月1日の定時決定のみ標準報酬月額が低く改定されている者が一人となっており、10人とも当該期間において標準報酬月額が低く改定されていることが確認でき、当該期間において、標準報酬月額を減額されているのは申立人だけではないことが確認できる。

加えて、オンライン記録においては、申立人の標準報酬月額に係る記録に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は平成9年7月24日から10年1月8日まで基本手当を受給していることが確認できることから、申立人が申立期間①にA社において勤務していたとは考え難い。

また、申立人が記憶する二人の同僚に照会したところ、回答があった一人は、「申立人はA社で営業として継続して勤務していたが、申立人の入社日は不明である。」旨回答していることから、当該期間とその後の期間の業務内容・勤務形態の同質性及び継続性について確認できず、厚生年金保険料の控除について推認できない。

さらに、A社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の入社日は不明であるが、社会保険事務所へ届けを出した日が入社日であると理解している。また、資格取得前には保険料を控除していない。」旨回答しているところ、申立人も「給与明細はもらったことがない。」旨供述していることから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成15年1月21日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、62万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月21日から15年1月21日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の記録によると、資格取得日が平成13年8月1日、離職日が15年1月20日と記録されており、申立人は、申立期間に同社において勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成15年4月29日より後の同年5月27日付けで、遡って14年10月21日と記録されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において被保険者資格を有する全従業員53人のうち、44人の資格喪失日が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降の異なる日付で、遡って記録されていることが確認できる。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本においては、申立人の氏名は見当たらず、申立人が申立期間及び資格喪失処理日において同社の取締役であったことは確認できない。

また、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を有している期間及び申立期間に同社において被保険者資格を有し、かつ所在が判明した従業員42人に照会したところ、14人から回答があり、このうち5人が申立人の身分・立場について、「業務企画部長であった。」と回答していることから、申立人は当該資格喪失処理に関与していないと判断される。

なお、管轄年金事務所は、A社に係る滞納処分票及び不納欠損決議書を提出しており、「申立期間において、A社は保険料を滞納していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成14年10月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的

な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である15年1月21日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成14年9月のオンライン記録から、62万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であると認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、営業担当役員ではあったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年3月31日より約8か月後の同年12月5日付けで、5年12月に遡って20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社で平成5年12月1日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得している34名中、申立人を含む31名について、7年12月5日付けで、標準報酬月額が遡って減額訂正されている。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の複数の関係者は、「申立人は、当時、取締役副社長であったが、営業部門の担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場にはなく、当該事務については、経理担当役員だった専務が担当していた。」旨供述していること、また、申立人は、平成6年8月末に同社を退職している上、上記訂正処理が行われた7年12月5日より約10か月前の同年2月1日から、別の事業所において事業主となっていること等から、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認め

られないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和36年1月5日、資格喪失日に係る記録を同年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月5日から同年5月29日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。昭和10年4月に同社に入社し、61年8月に死亡するまで同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人の在籍期間についての回答書、職務歴及び取締役在籍記録並びに同社本社担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和36年1月5日に同社本社から同社C営業所に異動、同年5月29日に同社同営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年12月及び36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所に申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る

保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日及び17年7月9日は24万円、同年12月17日は34万円、18年12月9日は45万円、19年12月10日は43万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月  
④ 平成18年12月  
⑤ 平成19年12月

A社に勤務した期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無い。各申立期間において、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書（賞与）、申立人に係る所得税源泉徴収簿及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における賞与支払日については、上記所得税源泉徴収簿及びA社の事業主の回答により、平成16年12月10日、17年7月9日、同年12月17日、18年12月9日及び19年12月10日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定すること

となる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、平成16年12月10日及び17年7月9日は24万円、同年12月17日は34万円、18年12月9日は45万円、19年12月10日は43万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から12年10月31日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額と相違しているのを、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年12月6日より後の同年12月26日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の元事業主から提出された申立人に係る平成12年度の賃金台帳によると、申立人は約36万円から約40万円の給与を支給され、標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時及び当該減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、当時の複数の従業員は、申立人は営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当該減額訂正処理を遡って行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 12 月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 48 年 4 月からしばらく病気療養をした後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の免除承認通知書が届くまで保険料を毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和 54 年 4 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち 53 年 3 月以前の保険料を納付するためには、当時実施されていた第 3 回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は、特例納付及び過年度納付により遡って保険料を納付した記憶は無いと説明しているほか、当該払出時点でその後の 53 年 4 月以降の保険料を現年度納付することは可能ではあったものの、申立人は、申立期間当時保険料を毎月納付していたと説明しているが、当時の保険料の納付頻度は 3 か月ごとであり、納付したとする保険料額も当時の保険料額と大きく相違する。

また、申立人は上記手帳記号番号が記載された年金手帳 1 冊のみ所持し、ほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで  
私は、昭和36年頃に国民年金に任意加入したと思う。年金手帳にもそのように記載されている。申立期間の国民年金保険料は、自宅に来る集金人に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和36年頃に国民年金に任意加入したと思う。」と主張しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、37年頃に払い出されていることが推認できる。

しかしながら、申立人の当該手帳記号番号の前後の被保険者は、夫婦、兄弟又は親子と推認できる上、欠番が多数みられる。また、A市における国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号の直前の番号は、申立期間当時の夫の名前で払い出された番号である上、その番号が「取消」と記載されていることが確認できる。さらに、申立人は、「国民年金の加入手続の場所や時期等はよく憶<sup>おぼ</sup>えていない。」と述べている。これらのことを踏まえると、申立人の当該手帳記号番号は、行政による職権で払い出されたものと考えるのが自然である。その上、申立人の前夫は、申立期間のうち、昭和36年4月及び同年5月においては、厚生年金保険に加入しておらず、申立人は、当該期間において、本来任意加入被保険者となることはできない。

また、申立人は、「申立期間の保険料は、200円から300円くらいだった。当該期間の最初から集金人に保険料を納付していた。」と述べているものの、申立期間のうち、昭和36年4月から41年12月までの期間において、申立人が記憶する当該期間に係る保険料の納付月額は、実際の保険料月額と相違しており、申立期間当

時に申立人が住所を定めていたA市においては、保険料の集金人制度が実施されたのは37年7月からである。その上、申立期間は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によれば、未納と記録され、当該期間のうち40年4月から41年12月までの期間は時効により保険料を納付することができない旨の「時効消滅」の印が押されていることが確認できる。

さらに、申立期間は、オンライン記録によれば、平成9年7月に国民年金に加入していない期間として訂正され整備されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳においても同様の記録の訂正が確認できる。なお、オンライン記録によれば、当該記録の訂正に係る期間について、保険料の還付の記録はないことから、当該期間は、当該記録の訂正の時点においては、保険料が未納であったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで  
私の父は、平成9年4月から同年11月までの間に、私の申立期間の国民年金保険料を区役所において一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成9年4月に厚生年金保険適用事業所に勤務したことにより同年5月30日に付番されており、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人が所持している当該基礎年金番号が記載された年金手帳にも、「交付年月日 平成9年5月30日」と記載されており、申立人は、「現在所持している年金手帳以外の手帳は所持したことはない。」と述べていることから、当該基礎年金番号の付番の時点より前に、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間は、当該基礎年金番号の付番の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、「私の父は、平成9年4月から同年11月までの間に、私の申立期間の保険料を区役所において一括で納付した。」と主張しているが、同区では、平成9年度当時においては、区役所では、保険料の過年度納付書の発行及び過年度保険料の収納業務は行っていなかった旨を回答しており、同区役所において、申立期間の保険料を一括で過年度納付することはできない。その上、申立人の父親は、一括納付したとする保険料の納付金額の記憶は曖昧である。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を一括納付したとする時期は、基礎年

金番号制度が導入された、平成9年1月以降であり、保険料の収納業務に係る電算化等の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立期間の保険料の納付記録が漏れたり誤ったりするとは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年7月まで  
私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を毎年まとめて納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、平成7年3月頃に払い出されたものと推認できる。また、申立人は、当該手帳記号番号が記載された年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、4年3月から5年1月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人が平成7年4月に厚生年金保険に加入した後の同年9月6日に過年度納付書が作成されている上、申立期間直後の5年8月から6年3月までの期間の保険料は、時効期限直前の7年9月29日に一括で過年度納付されていることが確認でき、申立期間は、当該納付時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする母親は、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から平成元年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成元年 4 月まで  
私の母は、私が学生であった昭和 61 年 7 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が学生であった昭和 61 年 7 月頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号を基に付番されており、当該基礎年金番号の付番時点より前に、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。また、申立人は、「現在所持している厚生年金保険及び共済組合の手帳以外に、別の年金手帳を見たことも所持した記憶も無い。」と述べていることから、申立期間当時に申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間は、オンライン記録によれば、未加入期間として管理されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から平成元年 3 月までの期間は、前述の基礎年金番号の付番時点においては、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、当該未加入期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間は、当該基礎年金番号の付番の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、

国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 59 年 6 月まで  
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親は、加入手続の時期、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 8 月頃に払い出されており、申立期間直後の 59 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は同年 10 月 3 日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該払出時点及び過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持していた記憶は曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年9月までの期間及び48年9月から49年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から46年9月まで  
② 昭和48年9月から49年5月まで

私は、昭和46年に入社面接を受けた際、国民年金保険料を納付していない者は採用しないと面接官に言われたので、私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。私が48年に退職した際にも、私の国民年金の再加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和46年頃に父親が国民年金の加入手続きをしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の51年1月頃に払い出されていること、申立人が所持する当該払出時に交付されたとみられる国民年金手帳の「国民年金の記録」欄には最初に被保険者となった日は50年6月21日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、当該手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、父親から年金手帳を受け取ったり、見せてもらった記憶も無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 46 年 9 月までの期間、47 年 6 月から 48 年 1 月までの期間、48 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 51 年 11 月から 52 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 46 年 9 月まで  
② 昭和 47 年 6 月から 48 年 1 月まで  
③ 昭和 48 年 7 月から同年 12 月まで  
④ 昭和 51 年 11 月から 52 年 1 月まで

私は、昭和 51 年頃に国民年金に加入し、未納期間の国民年金保険料額を計算してもらい、送付された納付書で未納となっていた保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、国民年金の被保険者資格を昭和 39 年 1 月 1 日に取得し、46 年 10 月 6 日に資格喪失した後の再取得は 52 年 2 月 8 日と記載されているものの、申立期間②、③及び④の期間の被保険者資格の得喪記録は記載されておらず、当該期間は平成 7 年 7 月 20 日に国民年金の未加入期間から強制加入被保険者期間として記録追加されたことがオンライン記録で確認できることから、当該期間は、当時、国民年金の未加入期間として管理されていたことが確認でき、制度上、保険料を納付することができない期間であった。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 3 月 4 日時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間①は 53 年 7 月から実施された第 3 回特例納付で保険料を納

付することが可能であったが、申立人が納付したと説明する保険料額は、当該期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の金額と大きく相違しており、申立人が国民年金に任意加入した52年2月時点では、申立人は60歳に至るまでの納付可能期間と合算対象期間を加えると年金受給資格期間を満たすことから、特例納付をする必要は無かった。

加えて、申立人は別の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から46年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和42年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私が交付された年金手帳で勤務先に来ていた集金人に印紙検認により納付していた。43年1月に他県へ転居した後はしばらく保険料を納付していなかったが、市役所に連絡しそれまでの未納分の保険料をまとめて納付した。その後は、最初の手帳で集金人に印紙検認により保険料を納付しており、集金人から切り替えで交付された2冊目の年金手帳でも47年11月に転居するまで集金人に印紙検認により保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明する申立人の母親から当時の状況等を聴取することができないため加入手続当時の状況が不明であり、申立人は、昭和43年に転居後まとめて納付したとする保険料の納付時期、納付金額及び納付月数に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和46年12月に払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち44年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができないほか、同年10月から46年3月までの期間は過年度保険料となるため、納付書により納付することとなるが、申立人は、申立期間には集金人に印紙検認による納付以外で保険料を納付したことがないと説明しており、申立人が当時居住していた市では、申立期間当時、徴収員による過年度保険料の収納業務は行っていなかったと説明している。

さらに、申立人は、現在所持する昭和46年12月9日発行の国民年金手帳は43

年に転居した後の46年12月頃に集金人から切り替えで交付された2冊目の手帳であると説明しているが、当該手帳に記載されている手帳記号番号は43年に転居した市で払い出された記号番号であることが確認でき、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年9月から平成元年3月まで

私は、店を開業するために厚生年金保険適用事業所を退職した昭和 58 年9月に国民年金の再加入手続を行い、納付期限ごとに約1万円の国民年金保険料を金融機関で納付書により納付していた。転居した市において夫婦で店を開業した61年11月からは私が夫婦二人の保険料を一緒に納付するようになった。1回の納付額は約2万円ぐらいであったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付方法、納付頻度に関する記憶が曖昧であり、申立人が申立期間当時に納付していたとする保険料の納付額は申立期間当時の月額保険料及び納付頻度ごとの保険料額と相違しているほか、保険料を一緒に納付していたとする申立人の元夫は、一緒に保険料を納付し始めたとする昭和61年11月から62年6月までの期間の自身の保険料は未納となっている。

また、申立人に対しては、平成3年2月5日に過年度納付書が作成されており、元年度及び2年度の保険料は現年度納付していることがオンライン記録で確認できるため、当該納付書は申立期間のうち元年1月から同年3月までの期間を対象としたものであり、この納付書作成時点では当該期間の保険料は未納であったものと推察されるほか、申立人は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外に別の手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年3月まで

私は、20歳になった昭和46年頃に、元夫の国民年金保険料を徴収していた集金人に、私の国民年金への加入を申し込み、加入後は、その集金人に夫婦二人の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料額に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入手続を行った場所及び申立期間の保険料の納付場所について、当初は申立人が昭和48年11月から居住していた区で行ったと説明していたが、その後、当該区に転居する前に居住していた市に在住していた時であったと説明を変更するなど国民年金の加入場所及び保険料の納付場所に関する記憶も定かでない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和49年5月に申立人が48年11月から居住していた区で払い出されており、当該払出時点では申立期間のうち46年11月から47年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、昭和47年4月から49年3月までの期間の保険料は過年度保険料となり、上記払出時点は第2回特例納付の実施期間であるが、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無いほか、区の集金人に保険料を納付していたと説明しているが、区の集金人は特例納付及び過年度保険料を徴収することができなかった。

加えて、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 12824 (事案 10841 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から50年3月まで  
私の父は、私が20歳になったときに私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。当時は集金人が市の委託を受けて集金していたので未納のはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の婚姻後の昭和50年10月に払い出されているが、申立人は、遡って保険料を納付したと説明していないこと、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶は無いと説明しているほか、当時申立人と同居し、一緒に家業に従事していたとする長兄も国民年金に未加入であり、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、及び当委員会での口答意見陳述においても、申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな資料の提出や具体的な説明は無いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間当時の居住地近くに居住する知人二人が作成した申立人が保険料を納付していたことを証明したと称する資料及び集金人の子息が

作成した父親が当時市の委託を受けて保険料を集金していたことを証明したと称する資料を提出しているが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたとは認められない状況の下で、これらの資料は、いずれも申立期間の保険料を納付したことを示す又はうかがわせる新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から60年9月まで

私は、短大卒業後に働き始めたのと同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、所持する年金手帳に「はじめて被保険者になった日 昭和57年4月1日」の記載があることから、当該時期に自身で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、当該記載は国民年金の強制加入被保険者となるべき時期を示すものであり、実際に国民年金の加入手続をした時期、保険料の納付を開始した時期を示すものでないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年5月頃に払い出されており、当該払出時点で、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は上記の手帳記号番号が記載された国民年金手帳以外の年金手帳を所持した記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職し、婚姻した昭和51年5月に市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を毎月、定期的に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を毎月納付していたと説明しているが、申立人が居住していた市では申立期間当時の保険料の納付単位は3か月ごとであると説明しており、申立人の説明と相違するほか、申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和56年6月時点では、申立期間の過半の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したことはないと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間のうち、昭和52年に申告した夫の確定申告書（控）を提出しており、当該申告書の「社会保険料控除」欄には「19万6,400円」と記載されているが、「社会保険の種類」欄に記載が無く、申立人及びその夫が当時居住していた市における国民健康保険に関する記録も保存期限が経過しているため、当該確定申告書における国民年金に関する保険料額を確認することはできないものの、手帳記号番号が払い出された昭和56年6月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年6月まで

私たち夫婦は、昭和62年11月に婚姻した際に妻の母から勧められて二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を2年間遡って婚姻当時の居住地の市役所又は、本籍地のある区役所で納付した。現在納付記録がある期間より前の2年間の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人夫婦は、婚姻した昭和62年11月に国民年金に加入したと説明しているが、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年3月に転居した本籍地の区において、同年7月頃に連番で払い出されており、この払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である一方、上記払出時点で申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人夫婦が所持する年金手帳の「氏名」欄及び「住所」欄には本籍地の区の住所が記載され、当該区の印が押されており、「記号」、「番号」欄にも当該区を管轄する社会保険事務所（当時）の印が押され、当該手帳には「平成」の年号が印刷されているほか、申立人の妻は、上記年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から62年6月まで

私たち夫婦は、昭和62年11月に婚姻した際に母から勧められて二人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を2年間遡って婚姻当時の居住地の市役所又は、本籍地のある区役所で納付した。現在納付記録がある期間より前の2年間の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人夫婦は、婚姻した昭和62年11月に国民年金に加入したと説明しているが、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年3月に転居した本籍地の区において、同年7月頃に連番で払い出されており、この払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である一方、上記払出時点で申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立人夫婦が所持する年金手帳の「氏名」欄及び「住所」欄には本籍地の区の住所が記載され、当該区の印が押されており、「記号」、「番号」欄にも当該区を管轄する社会保険事務所（当時）の印が押され、当該手帳には「平成」の年号が印刷されているほか、申立人は、上記年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年11月までの期間及び10年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から9年11月まで  
② 平成10年4月

私の父は、私が学生だった20歳の頃に市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、市役所内の金融機関の窓口で申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、大学院に進んだ兄と私の学費と生活費の負担が重くなり、母が保険料の免除申請をしたが、父が平成17年に申立期間②を含む免除期間の保険料を追納してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付及び免除申請に関与しておらず、加入手続き及び保険料の納付をしていたとする父親は、加入手続き、保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人に対し平成11年11月5日に過年度納付書が発行されていることがオンライン記録で確認でき、この過年度納付書は当該納付書発行時点で時効にかからない申立期間①のうち9年10月、同年11月及び申立期間②の保険料の未納期間が対象であったと考えられるほか、申立人が居住していた市が10年5月13日に作成した「国民年金被保険者名簿」では、8年度及び9年度の各「納月」欄には納付していないことを示す記号が記載されているなど、父親が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人に係る免除申請は、当該期間直前の平成9年12月から10年3月までの期間が同年1月20日に、当該期間直後の同年5月から11年3月までの期間が10年6月30日に行われていることがオンライン記録で確認でき、同年同日の申請時点では、保険料が免除される期間は「申請のあった日の属する月の前

月」となっているため、当該期間は免除申請することができない。また、父親が免除申請期間の保険料を追納した17年9月時点では時効により、当該期間の保険料を過年度納付することはできないほか、申立人が居住していた市の「10年度国民年金状況一覧表」における申立人の納付状況を見ると、10年4月の「領」（収）欄は空欄であり、同年5月から11年3月までの同欄には保険料納付の全額免除を示す記号が記載されているなど、父親が当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月及び10年1月

私の母は、私が平成9年12月に厚生年金保険適用事業所を退職し実家に戻ってきてから、区役所で私の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、10年2月に就職するまでの2か月間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。当時、母から保険料を納付しておいたと聞いた記憶が鮮明にある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び保険料の納付に関与しておらず、切替手続き及び保険料の納付をしていたとする母親は、切替手続きの時期、手続き内容、保険料の納付額及び納付書に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は申立期間直後の平成10年2月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録で確認できるが、母親は申立人の厚生年金保険加入時に、国民年金被保険者資格の喪失手続きを行った記憶が定かでないほか、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで

私は、親から国民年金のことを聞いていたので、昭和49年3月に大学を卒業後、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は遡ってまとめて納付した記憶は無く、1か月ごとにきちんと納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年11月26日に払い出されており、この払出時点では申立期間のうち49年4月から50年9月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、同年10月から52年3月までの期間は上記払出時点で保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は保険料を遡ってまとめて納付したこと及び過年度納付書の記憶も無いと説明しているほか、申立人は別の手帳を所持していた記憶は無いと述べており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市が作成した国民年金被保険者台帳の「資格得喪」欄には、49年4月1日に国民年金への強制加入による被保険者資格の取得及び52年10月5日に手帳交付と記載されており、申立期間直後の同年4月から54年6月までの期間の保険料の納付年月が記載されていることが当該台帳の「保険料関係記録台帳」で確認できる一方、申立期間の保険料の納付年月の記載は確認できないこと、申立人は当該期間の保険料を1か月ごとに納付していたと

説明しているが、当該期間当時に申立人が居住していた市における保険料の収納単位は3か月であることから、当時の保険料の納付単位と相違することなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 4 月

私は、平成 15 年 9 月から 19 年 4 月までの期間のうち、厚生年金保険期間を除く期間の国民年金保険料を納付していなかったので区役所に相談をし、送られてきた納付書で未納期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を、納付済みの平成 15 年 9 月から 17 年 3 月までの期間及び 18 年 1 月から 19 年 3 月までの期間の保険料と一緒に納付したと説明しているが、当該納付済期間の保険料は 19 年 3 月 30 日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間の保険料は翌年度分の保険料であるため、申立期間の保険料に係る納付書は発行されておらず、上記申立期間前の保険料と一緒に納付することはできないこと、申立人は、保険料をまとめて納付したのは 1 回のみで後日納付した記憶は無いと思うと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年1月までの期間及び同年6月から平成4年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年1月まで  
② 昭和57年6月から平成4年6月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期、保険料の納付方法、納付場所及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間は基礎年金番号付番後の平成9年4月に国民年金加入期間として記録が追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加までは申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったこと、昭和59年7月の婚姻後に申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の元妻は、国民年金手帳の記号番号の払出日が申立期間②後の平成4年12月頃であり、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったこと、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年4月から平成4年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年4月から平成4年1月まで  
私は、昭和 57 年頃に夫と区役所の国民年金課に行き、夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行った。夫の保険料が免除されているのに、私の申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は昭和 57 年頃に、夫と二人で区役所に相談に行った時に免除制度について教えてもらい免除申請を行ったと説明しているが、申立人はこの相談時点で自身の国民年金の加入申請を行った記憶は無く、申立期間について毎年度継続して免除申請を行ったかどうかに関する記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料の免除申請を一緒に行ったとする夫は、申立期間前の昭和 56 年 12 月頃に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立期間の保険料の免除申請は可能であったのに対し、申立人の手帳記号番号は申立期間後の平成 4 年 5 月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間の保険料の免除申請は行うことができなかったほか、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間、63 年 5 月及び平成 3 年 10 月から 4 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 63 年 5 月  
③ 平成 3 年 10 月から 4 年 3 月まで

私は、昭和 51 年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は全て納付してきた。厚生年金保険に加入後も国民年金保険料を納付していたことがあったが、これまで保険料が還付されたことは一度もない。申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 6 月に国民年金に任意加入し、その後の国民年金保険料は全て納付しており、厚生年金保険に加入後も国民年金保険料を納付したときに、誤納した保険料に関する還付通知書及び還付金を受け取った記憶は一度も無いと説明しているが、申立期間①、②及び③の還付については、いずれも還付理由、還付金額、還付決議日、支払通知書作成日及び申立人の氏名、住所がオンライン記録に明確に記載されているほか、保険料の還付理由は厚生年金保険加入による国民年金被保険者資格喪失後の誤納であり、還付金額も申立期間の保険料額と一致していることなどから、オンライン記録の記載内容に不合理な点は見られない。

また、申立人が所持する昭和 51 年 8 月に払い出された国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳には、申立人が申立期間前の 48 年 7 月から居住している住所が正しく記載され、その後に申立人は転居しておらず、その住所は上記オンライン記録の住所と一致していることから、申立期間の保険料の還付通知書が申立人に送付されなかった事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、当該期間の還付金の払渡方法は口座振込ではな

く窓口支払であったが、払渡しを希望する金融機関名は、申立期間①の還付金の口座振込先の金融機関支店が昭和63年10月に支店ごと営業譲渡された先の金融機関支店名となっており、その金融機関支店に移管後に開設された口座には、還付金支払通知書作成日の2週間後の平成元年3月20日に申立期間②の還付金額と合致する7,700円が入金されていることや、口座名義は申立人であり、登録されていた住所は申立人の住所であることなどが口座取引先別元帳で確認できるほか、申立期間③については、当該期間の還付金の振込先口座には、還付金支払通知書作成日の翌日の4年4月1日に当該還付金額と合致する5万6,400円が振り込まれていることが金融機関の回答で確認できるなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月27日から同年12月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成8年6月27日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。しかし、B社は、申立人の在籍期間についての資料はあるが、それ以外の当時の資料は無いため不明としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚4人のうち、二人は申立人のことを知っているが、入社日までは分からないとしており、一人からは回答が得られず、他の一人は所在が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、A社において、申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得した従業員15人と申立期間に被保険者記録がある従業員20人の計35人に照会したところ、回答のあった8人のうち、入社日が不明としている一人と関連会社からの異動者3人を除く4人は、入社日より後に厚生年金保険に加入したとしており、このうちの一人は、「平成5年5月に入社し、8年2月に厚生年金保険に加入した。同社では厚生年金保険に加入させないようになっているようだった。」旨供述していることから、同社では、全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

加えて、上記の従業員の一人は、「私はアルバイトとして勤務し、準社員となり、その後、正社員になってから厚生年金保険にも加入した。」旨供述しているところ、申立人は、「アルバイトとして平成8年6月27日に入社し、同年10月頃から正社員となっ

た。厚生年金保険料が給与から控除されたのは、同年 12 月からである。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月1日から14年4月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。  
これを確認できる資料は保有していないが、申立期間の給与額も41万円くらいであったので、調査をして申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成12年6月の随時改定で41万円から9万2,000円に引き下げられた後、同年9月までは9万2,000円、同年10月から14年3月までは9万8,000円と記録され、その後、14年4月の随時改定で36万円に引き上げられていることが確認できる。

そして、このような平成12年6月の随時改定による引下げ及び14年4月の随時改定による引上げについては、申立期間当時にA社において厚生年金保険に加入していた被保険者全員について、申立人と同様に行われている。

しかし、当該記録には、遑って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な点は見当たらない上、A社を管轄していたB社会保険事務所（当時）の債権記録リスト（平成13年10月分から14年3月分まで）において確認できる同社に係る厚生年金保険料の収納金額と全従業員のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の総額とは一致しており、誤りは認められない。

また、申立期間当時のA社の経営状況等について、当時から在籍する事業主は、「自分は現場で見積りなどを主にしてしたが、申立期間前から発注先の意向を受けて赤字覚悟の仕事を受注したり、元請会社の倒産や清算で代金を踏み倒されることもあったため、経理の方も大変で、保険料をやりくりしていたのではないかと」と供述している上、当時の社会保険事務担当者も、「A社は、建設業の下請会社で、資材の高騰<sup>あお</sup>などの煽りを受けて申立期間当時も経営が厳し

く、親類から借金をしたり、銀行からの借入金額も大きくなって、利息を支払うのも大変だったので、従業員の標準報酬月額が低くなっていてもおかしいとは言えない。」と供述している。

さらに、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る届出及び保険料控除について不明である旨回答している上、申立人は、「給与はずっと現金で支給されていたし、会社から給与明細書や源泉徴収票などを受け取ったことは無いため、申立期間に係る厚生年金保険料控除額等の給与の内容及び支給総額が分かる資料は所持していない。」と供述していることから、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 4 月 1 日から同年 10 月 7 日まで  
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 29 日まで  
③ 昭和 44 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
④ 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 5 月 31 日まで

平成 23 年 6 月に年金事務所で、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、私には、脱退手当金の説明を受けたことや脱退手当金の請求手続をしたことについて記憶は無く、また、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間④に代表取締役として勤務したA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、社会保険事務所（当時）に行ったことは無く、脱退手当金の請求手続を行った記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと申し立てている。

しかし、申立人については、オンライン記録によれば、平成6年12月27日に、申立期間②、③及び④のそれぞれに係る厚生年金保険被保険者記号番号を申立期間①に係る記号番号に統合する処理が行われているとともに、同日に氏名（姓）及び生年月日の訂正処理も行われていることが確認できることから、これら記号番号の統合及び氏名や生年月日の訂正処理について、年金事務所は、基本的に本人からの申請があってから行うものであり、仮に、社会保険事務所が誤り等に気付いたとしても、本人への事実確認を行わずに社会保険事務所の判断のみで一方向的に記録の訂正処理をすることは無いとしていることから、申立人は、これら統合及び訂正の処理について、認識していたと考えるの

が自然である。

したがって、その後、老齢年金を受給するために必要な被保険者期間を満たしていない申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給したことに不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給をした記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月22日から43年2月21日まで  
② 昭和43年4月1日から47年3月1日まで

平成23年9月に年金事務所で年金記録を確認した際に、申立期間について脱退手当金が支給されている記録があることを知った。しかし、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②に勤務したA社を退職直後の昭和47年4月に婚姻し、姓が変わっているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄においては、申立人に対する脱退手当金が支給決定されている48年6月12日に近接する同年4月24日に、申立人の氏名が婚姻後の姓に変更されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて当該氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、上記A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給をした記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から34年5月1日まで  
日本年金機構からねんきん定期便が届き、年金記録を確認した際に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。  
しかし、申立期間に勤務していたA社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行った記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたとする昭和36年1月10日の直前の35年12月2日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、昭和28年に申立人へ厚生年金保険被保険者証が再交付された記録があり、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の加入について認識があったものと認められるところ、申立人が、申立期間後に厚生年金保険に加入したB社においては、申立期間とは異なる新たな厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることがオンライン記録等により確認でき、このことは、申立期間後に脱退手当金を受給したことから、当該新たな記号番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立人が脱退手当金を支給されたとする昭和36年1月当時は、他年金との期間通算制度が無く、厚生年金保険被保険者は、20年以上の被保険者期間が無ければ、年金は受給できなかったものであるから、A社退職時において、厚生年金保険被保険者期間

が約8年しかない申立人が、当該脱退手当金を受給することに不自然さのほうがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22699 (事案 17881 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月16日から42年7月1日まで

A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与より低くなっているため、標準報酬月額を訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から年金記録の訂正は必要でないとの通知があった。しかしながら、家計簿の記録によると当時6万5,000円以上の給与を得ており、これに対応する保険料が控除されていたことを推定できる根拠と関連資料、自分の後任として給与計算を担当した者の連絡先を提出するので、再調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された申立期間当時の家計簿により、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額を上回る報酬を支給されていたことは推認できるが、当該家計簿には、給与の手取額が記載されているものの、厚生年金保険料控除額は記載されておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認することができないこと、B社は既に解散し、事業主も既に死亡しており、同社及び事業主から、申立人の申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、新たな資料及び情報として、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを推定できる根拠と関連資料、申立人の後任として給与計算を担当した者の連絡先を提出するので、再調査してほしいと申し立てている。

しかし、申立人は、「家計簿の記録によると当時6万5,000円以上の給与を得ており、

これに対応する保険料も控除されていた。」としているところ、家計簿の記録による手取額に基づき、報酬額を昭和41年2月から42年3月までは6万5,000円、42年4月から同年6月までは昇給分を加えて7万円として試算したが、オンライン記録における標準報酬月額である4万5,000円と申立人が主張する標準報酬月額6万円に基づく保険料等を控除したそれぞれの推定手取額に大きな差異は無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について推認できない。

また、オンライン記録により、事業主の標準報酬月額とほぼ同等の標準報酬月額が記録されている従業員に照会したところ、一人から申立期間の給与明細書の提出があり、当該給与明細書では、報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回る金額が支給されているものの、厚生年金保険料控除額はオンライン記録の標準報酬月額に基づく金額であることが確認できる。

さらに、申立人は、「自分がA社C営業所の給与計算を担当しており、同社本社から通知された給与総額を基に社会保険料、所得税等を差し引いた。申立期間は6万5,000円以上の給与に基づく厚生年金保険料を控除していた。」としているところ、申立人の後任として同営業所の給与計算を担当した同僚は、「社会保険料については、同社本社から指示された金額を控除し、毎月の給与の支払結果は、1月から12月まで帳簿に記帳し、1年分を本社に送った。自分が担当するときから変更された点は無く、そのまま引継ぎをしたので、以前も同様の処理をしていたと思う。」と回答している上、同社本社において事業主の妻以外に事務を担当していた従業員が特定できたものの、既に死亡しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料及び情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22700 (事案 9533 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで  
前回、A社(後に、B社。現在は、C社)に勤務していた期間のうち、D国E営業所にて勤務していた申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。納得できない点や新たな事情等を別紙にまとめたので、再度調査の上、納得できるご回答をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについて、C社は、「申立期間当時、海外営業所に勤務していた従業員の厚生年金保険の加入状況に係る資料が保存されていないので、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立人が、一緒にA社E営業所に赴任したとしている上司及び自身より約1年前に同社同営業所に赴任したとしている同僚二人は、申立人と同様に当時の加入記録を確認することができず、B社及び同社F支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該上司は申立人と同日の昭和21年6月1日、当該同僚は同年5月13日及び同年11月1日にそれぞれ厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。なお、上記上司及び同僚二人は死亡又は連絡先が不明であり、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る事業所をG区所在のA社F事務所とし、海外勤務従事者として4人の氏名を挙げて、海外勤務者の厚生年金保険の加入実態解明のため再度調査してほしいとして、申立てをしている。

しかしながら、A社F事務所は、適用事業所検索システムではその名称を確認できず、また、適用事業所となっているA社F支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険

者名簿に申立人の名前は確認できない。

また、申立人がA社F事務所の所長とする者（名字のみ）は、上記被保険者名簿にその名字（明治 25 年生まれ）が確認できるものの、連絡先不明であるため、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人がA社の従業員で海外勤務していたとする4人は、申立期間当時のA社、同社F支店、B社及び同社F支社に係る各健康保険労働者年金保険被保険者名簿等にその氏名を確認することができない。

なお、上記4人の従業員のうち3人は、申立人同様、昭和 21 年にB社又は同社F支社の被保険者名簿においてそれぞれ被保険者資格を取得していることが確認できるが、一人は当該被保険者名簿において氏名が見当たらない。また、そのうち連絡先が確認できる一人に照会したが、当時の海外勤務者に係る厚生年金保険の加入状況について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 22701 (事案 4951 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月1日から7年10月1日まで  
② 平成7年10月1日から8年10月1日まで  
③ 平成8年10月1日から9年3月21日まで

前回、給与支給明細書に記載されている報酬月額は届出済み標準報酬月額より高額だが、控除されている保険料は届出済み標準報酬月額に基づく保険料と一致することから、申立期間の標準報酬月額の訂正は認められなかった。平成23年9月15日付け地元紙の記事によると、標準報酬月額が実際の報酬月額より低いと主張された方について記録の訂正が認められたとのことである。自分と同じ主張であり、再度調査の上、納得できるご回答をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、昭和62年6月8日から平成9年3月21日までの申立期間について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が実際に受けていた給与額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしいとして申し立てている。

しかし、当該期間のうち、平成6年2月から9年2月までの期間については、申立人から提出のあった給与支給明細書及び事業所から提出のあった給与支給明細書により、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められるが、当該期間については、社会保険庁(当時)で記録されている標準報酬月額と給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が同額であることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、平成23年9月15日付け地元紙の記事及び給与支給明細書(平成5年12月分から平成9年3月分までのうち、18か月分)を提出し、6年2月1日から9年3月21日までの期間の標準報酬月額の訂正を

求めている。

しかしながら、平成23年9月15日付け地元紙の記事となった事案においても、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる期間について、あっせんは行わないとされている。

また、申立人が今回提出した給与支給明細書18か月分の各月の報酬月額、厚生年金保険料控除額は、前回の申立てにおける事業所提出の給与支給明細書の該当月の報酬月額、厚生年金保険料控除額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 30 日まで  
A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 4 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 3 月までは 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 4 月 30 日より後の同年 5 月 1 日付けで、遡って 5 年 4 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 7 年 3 月までは 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時及び上記減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）から標準報酬月額を減額訂正することにより滞納保険料と相殺する方法を提案され、自らの標準報酬月額の減額訂正に係る手続を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 6 月 15 日まで  
平成 19 年に社会保険事務所（当時）で年金記録の照会をした際、申立期間について、厚生年金保険料が納付されている旨の説明を受けていたが、平成 22 年のねんきん定期便には申立期間の加入記録が無かった。そこで、申立期間に係る事業所の元同僚に確認してもらったところ、やはり申立期間は、納付済みであるとの回答だった。しかし、その後、再度届いたねんきん定期便に加入記録が無いので、申立てを行い、確認してもらうことにした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとする A 事務所の事業主の供述、同事務所から提出された事業所照会回答書及び出勤簿兼賃金計算簿により、申立人は、申立期間のうち、平成 13 年 4 月 16 日から同年 6 月 15 日まで継続して同事務所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人については、A 事務所から提出のあった申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書から、同事務所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録どおり、平成 13 年 6 月 15 日であることが確認できる上、同事務所から提出のあった賃金台帳、出勤簿兼賃金計算簿及び源泉徴収簿において、申立期間に係る同年 4 月及び同年 5 月は、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、このことについて、A 事務所の事業主は、「平成 13 年 4 月 16 日に申立人を日給制のアルバイトとして雇ったが、勤務態度が優良であったので、同年 6 月 1 日に労働契約を締結し、賃金形態を月給制に変更して、厚生年金保険については、資格取得日を同月 15 日として社会保険事務所に届け出た。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A病院で研修医をしていた申立期間①及びB病院に勤務していた申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和 49 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までについては、申立人から提出のあったC大学作成の申立人の人事記録の写しにより、申立人は、49 年 4 月 1 日にA病院に研修医として採用され、その雇用形態は、任期を1日とし、同年5月 31 日までの2か月間について任用を日日更新し、以後更新しないとするものであったことが確認できる。

また、申立期間②の昭和 50 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までについては、申立人から提出のあったC大学作成の申立人の人事記録の写しにより、申立人は、50 年 7 月 1 日にB病院に外科領域における専門的な研究及び診療補助を職務とするD県研究員として任用されており、その任用期間は、同年7月 1 日から同年8月 31 日までの2か月間であったことが確認できる。

一方、申立期間当時の厚生年金保険法第 12 条においては、2か月以内の期間を定めて使用される者については、厚生年金保険被保険者としないとされていた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から44年1月1日まで  
平成8年に区役所の国民年金課で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを初めて知ったが、私は、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和44年3月18日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間において勤務していたA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年1月1日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、請求及び受給をした記憶が無いというほかに、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。